

## 医薬品成分を含有する製品の発見について

都では、いわゆる健康食品による健康被害の未然防止のため、都内で販売等される製品の試買調査及び成分検査を行っています。

今般、以下の1製品の成分検査を行ったところ、医薬品成分である「ATP」が検出されました。

いわゆる健康食品において医薬品成分を含むものは医薬品とみなされ、厚生労働大臣の承認を受けずに製造販売することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）で禁止されています。

なお、これまでに当該製品による健康被害発生の報告は受けていません。

### 【製品概要】

製品表示による	品名	ATP-20
	原材料名	邦文表示なし
	内容量	60錠
	賞味期限	09/2019
	販売者	邦文表示なし
形状等	錠剤	
検出成分	一錠中、ATPを18mg検出する。	

### 【違反の事実】

医薬品医療機器等法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）違反

### 【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

### 都民の皆様へ

ATPは、二ナトリウム水和物が心不全等の治療薬の有効成分として使用されており、悪心、頭痛、脱力感などの副作用の報告があります。安易に摂取した場合、健康被害が発生するおそれが否定できません。当該品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

（裏面へ続く）

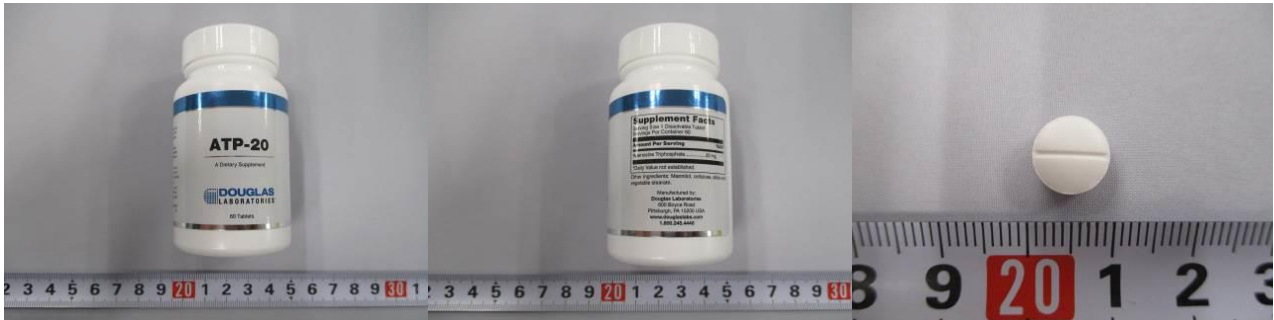
### 【問合せ先】

福祉保健局健康安全部薬務課  
電話：03-5320-4512

## 【都の対応】

- 1 当該品を販売・授与していた都内の販売店舗（世田谷区）に対し、販売中止及び回収を指示しました。
- 2 関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

## 【製品写真】（現品は薬務課で保管しています。）



## 参 考

■ ATP（アデノシン-5'-三リン酸）は、二ナトリウム水和物が国内で医薬品（販売名：ATP腸溶錠20mg等）として承認されています。

なお、承認されている医薬品の適応と主な副作用は、次のとおりです。

[適応]：○下記疾患に伴う諸症状の改善

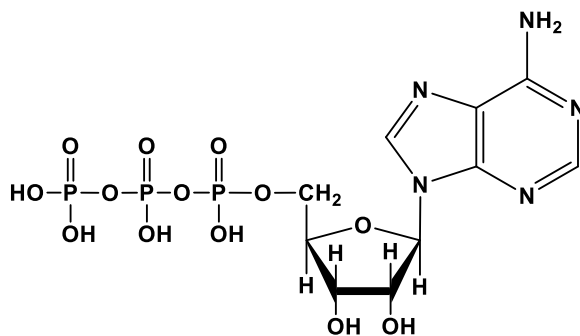
頭部外傷後遺症

○心不全

○調節性眼精疲労における調節機能の安定化

○消化管機能低下のみられる慢性胃炎

[副作用]：悪心、頭痛、脱力感等



【ATP】